

平 26. 6. 27
総 10 - 7

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 古賀 伸明
(日本労働組合総連合会)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

本日示されたとりまとめについては、法人課税DGなどこれまで積み重ねられた議論を踏まえたものと受け止める。その上で、今後の税制改革にあたって意見を申し述べたい。

法人税改革は、わが国の立地競争力の強化や企業の競争力強化が、国内雇用と賃金の増加につながり、堅い内需に支えられた経済の好循環を創出することにこそ意義がある。そのためには、引き下げ分が企業における国内投資や雇用と賃金の増加に確実に充当されることが前提であり、それを担保する政策とセットで実行する必要がある。その際には、近年実施済の雇用促進税制や所得拡大促進税制、投資減税、復興法人特別税の前倒し廃止について、その政策効果をしっかりと検証する必要がある。

同時に、少子高齢社会を支え合うための負担の分かち合いと財政難の緩和のために消費増税という苦渋の選択を受け入れた国民全体の理解と納得を得るために、政府は法人税改革の目的・必要性について説明を尽くす必要があることは言うまでもない。

また、法人税率の引き下げの前提となる恒久的な代替財源の確保については、まずは法人税の枠内における税制中立をはかることを基本とすべきである。

次に、具体的な法人税改革にあたって3点申し述べる。

1. 租税特別措置等をゼロベースで見直す際には、その一方で、政策効果に照らして有効なものは恒久化することも必要である。
2. 外形標準課税の対象拡大に際しては、応益性の観点から原則すべての企業に導入することを基本とし、あわせて、中小企業に対する雇用安定控除の拡大などを行う必要がある。
3. 中小法人課税の見直しについては、雇用の7割を支える中小企業の社会的位置づけや外形標準課税の対象拡大による影響を考慮し、基本税率の1/2程度を基本に現行の制度を維持すべきである。

今後の税制調査会においては、法人税改革のみならず、国民生活の安定・安心と財政の持続可能性の観点から、所得税・消費税・資産税のあり方など、中長期的な税制改革についても幅広くじっくりと検討していく必要がある。

以上